

平成 2 1 年度

福島町議会定例会 2 月会議

議会提出議案説明資料

発議第 2 号関係

○福島町議会基本条例の一部改正について …………… P 1

発議第 2 号関係

福島町議会基本条例の一部改正について

1. 提案の理由

議会基本条例第 11 条（議決事件の拡大）に定められている 12 件の重要な計画等の内、名称変更の必要な計画が生じたことから、当該条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正の主な内容

市町村は、森林法第 10 条の 5 の規定により「市町村森林整備計画」の策定が義務付けられています。当町においても当該計画を策定しており、平成 22 年 3 月 31 日を以って計画期間が終了することから、新たに計画期間を 10 年（平成 22 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日）とする「福島町森林整備計画」の策定を進めています。当該計画は森林行政の基本となるものであり、議会基本条例第 11 条第 8 号の「福島町森林整備事業計画」を包含したものであることから、同号の計画名称を「福島町森林整備計画」に改めるものです。

3. 施行期日 公布の日から施行する。